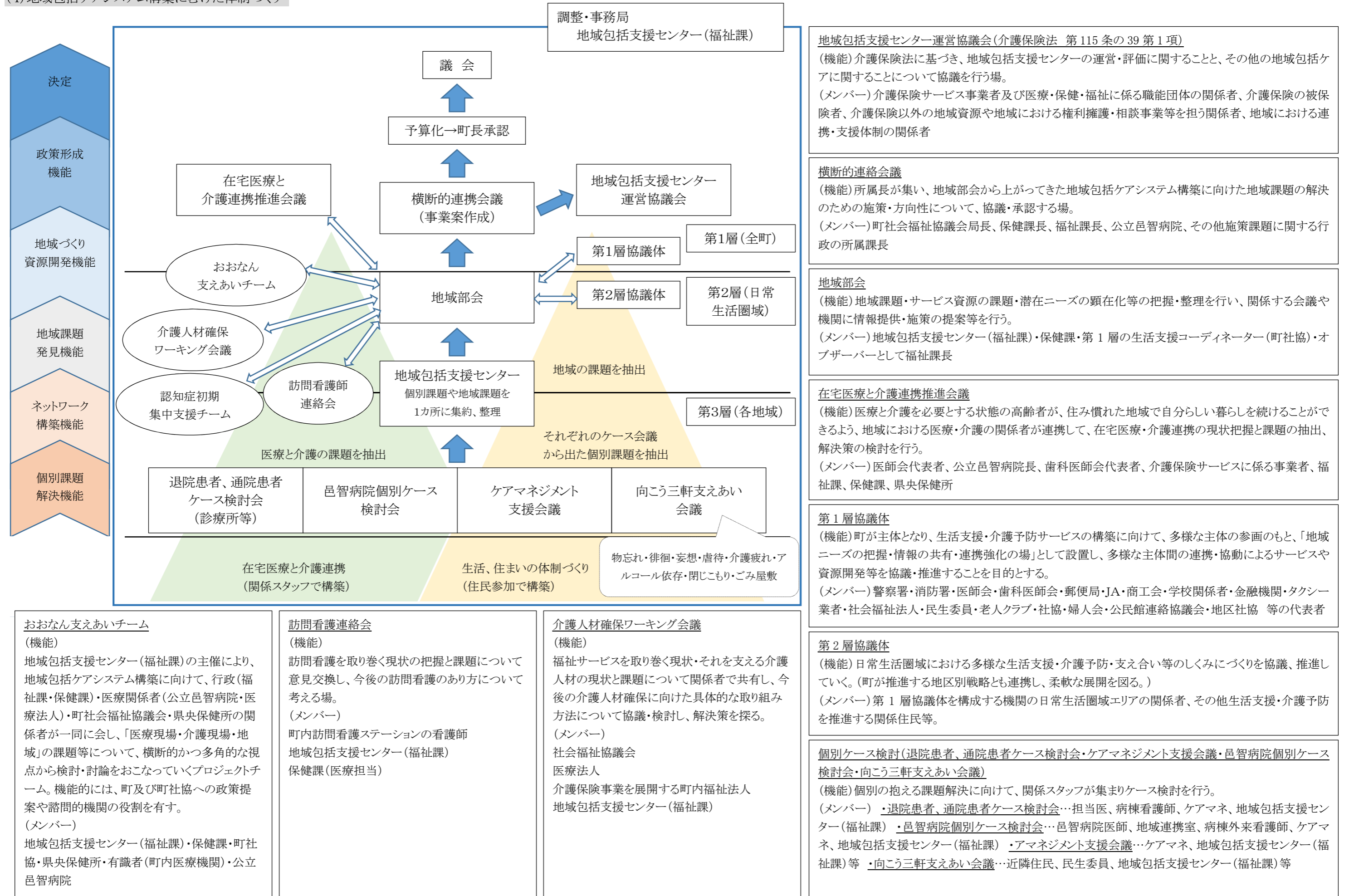


(4) 地域包括ケアシステム構築にむけた体制づくり



**地域包括支援センター運営協議会**(介護保険法 第115条の39 第1項)  
 (機能)介護保険法に基づき、地域包括支援センターの運営・評価に関することと、その他の地域包括ケアに関することについて協議を行う場。  
 (メンバー)介護保険サービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者、介護保険の被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者

**横断的連絡会議**  
 (機能)所属長が集い、地域部会から上がってきた地域包括ケアシステム構築に向けた地域課題の解決のための施策・方向性について、協議・承認する場。  
 (メンバー)町社会福祉協議会会長、保健課長、福祉課長、公立邑智病院、その他施策課題に関する行政の所属課長

**地域部会**  
 (機能)地域課題・サービス資源の課題・潜在ニーズの顕在化等の把握・整理を行い、関係する会議や機関に情報提供・施策の提案等を行う。  
 (メンバー)地域包括支援センター(福祉課)・保健課・第1層の生活支援コーディネーター(町社協)・オブザーバーとして福祉課長

**在宅医療と介護連携推進会議**  
 (機能)医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、解決策の検討を行う。  
 (メンバー)医師会代表者、公立邑智病院長、歯科医師会代表者、介護保険サービスに係る事業者、福祉課、保健課、県央保健所

**第1層協議体**  
 (機能)町が主体となり、生活支援・介護予防サービスの構築に向けて、多様な主体の参画のもと、「地域ニーズの把握・情報の共有・連携強化の場」として設置し、多様な主体間の連携・協働によるサービスや資源開発等を協議・推進することを目的とする。  
 (メンバー)警察署・消防署・医師会・歯科医師会・郵便局・JA・商工会・学校関係者・金融機関・タクシー業者・社会福祉法人・民生委員・老人クラブ・社協・婦人会・公民館連絡協議会・地区社協 等の代表者

**第2層協議体**  
 (機能)日常生活圏域における多様な生活支援・介護予防・支え合い等のしくみにづくりを協議、推進していく。(町が推進する地区別戦略とも連携し、柔軟な展開を図る。)  
 (メンバー)第1層協議体を構成する機関の日常生活圏域エリアの関係者、その他生活支援・介護予防を推進する関係住民等。

**個別ケース検討(退院患者、通院患者ケース検討会・ケアマネジメント支援会議・邑智病院個別ケース検討会・向こう三軒支えあい会議)**  
 (機能)個別の抱える課題解決に向けて、関係スタッフが集まりケース検討を行う。  
 (メンバー)・退院患者、通院患者ケース検討会…担当医、病棟看護師、ケアマネ、地域包括支援センター(福祉課)・邑智病院個別ケース検討会…邑智病院医師、地域連携室、病棟外来看護師、ケアマネ、地域包括支援センター(福祉課)・ケアマネジメント支援会議…ケアマネ、地域包括支援センター(福祉課)等・向こう三軒支えあい会議…近隣住民、民生委員、地域包括支援センター(福祉課)等

**おおなん支えあいチーム**  
 (機能)  
 地域包括支援センター(福祉課)の主催により、地域包括ケアシステム構築に向けて、行政(福祉課・保健課)・医療関係者(公立邑智病院・医療法人)・町社会福祉協議会・県央保健所の関係者が一同に会し、「医療現場・介護現場・地域」の課題等について、横断的かつ多角的な視点から検討・討論をおこなっていくプロジェクトチーム。機能的には、町及び町社協への政策提案や諮問的機関の役割を有す。  
 (メンバー)  
 地域包括支援センター(福祉課)・保健課・町社協・県央保健所・有識者(町内医療機関)・公立邑智病院

**訪問看護連絡会**  
 (機能)  
 訪問看護を取り巻く現状の把握と課題について意見交換し、今後の訪問看護のあり方について考える場。  
 (メンバー)  
 町内訪問看護ステーションの看護師  
 地域包括支援センター(福祉課)  
 保健課(医療担当)

**介護人材確保ワーキング会議**  
 (機能)  
 福祉サービスを取り巻く現状・それを支える介護人材の現状と課題について関係者で共有し、今後の介護人材確保に向けた具体的な取り組み方法について協議・検討し、解決策を探る。  
 (メンバー)  
 社会福祉協議会  
 医療法人  
 介護保険事業を展開する町内福祉法人  
 地域包括支援センター(福祉課)